

# 宮城県公報

行  
県  
書課  
(総務部私学文書区青葉1号  
宮城県仙台市宮本町三丁目8番  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

- 高压ガス製造保安責任者免状及び高压ガス販売主任者免状に関する事務の委託
- 液化石油ガス整備士免状に関する事務の委託
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の辞退
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更
- 県営土地改良事業変更計画の綱覧
- 保安林の指定の解除の予定
- 保安林の指定の予定(二件)
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)
- 建設業許可の取消し(二件)
- 都市計画変更の図書の写しの綱覧
- 宮城県美術館における図録売払代金の徴収事務の委託
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

( 同 )

(障害福祉課)

七

六

(教育庁生涯学習課)

六

(事業管理課)

五

(都市計画課)

六

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高压ガス保安協会	高压ガス製造保安責任者免状及び高压ガス販売主任者免状の交付及び再交付に関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十七年三月三十一日まで
○宮城県告示第三百六十九号	高压ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十八条の四の二第一項の規定により、液化石油ガス設備士免状に関する事務を次のとおり委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)第七条第二号の規定により公示する。	宮城県知事	村井嘉浩

平成二十六年四月十五日

宮城県知事

村井嘉浩

委託先の名称

免状交付事務の内容

免状交付事務を処理する場所

委託期間

- 自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定
- 開発行為に関する工事の完了
- 政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体
- 宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示
- 選挙管理委員会

( 同 ) 七  
(建築宅地課) 八  
八

告示

八

○宮城県告示第三百六十九号  
高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条の二第一項の規定により、高压ガス製造保安責任者免状及び高压ガス販売主任者免状に関する事務を次のとおり委託したので、高压ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第八条第一号の規定により公示する。  
平成二十六年四月十五日

宮城県知事

村井嘉浩

高压ガス保安協会	液化石油ガス設備取扱いに関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
----------	-------------------	------------------	----------------------------

## ○宮城県告示第三百七十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十六年三月二十日次の者を指定した。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
齊藤群大	内科	栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畠二十三番地四号
高田秀司	外科	公立刈田総合病院	白石市福岡藏本字下原沖三十六番地
安達雅史	人工透析内科	医療法人社団清靖会木村病院	大崎市古川中島町一番八号
神山篤史	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

## ○宮城県告示第三百七十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
本田剛彦	外科	永沼外科医院	塙竈市宮町四番十九号
外 科	外科	高橋医院	大崎市岩出山字上川原町二十四番三号

いクリニック  
医療法人社団葵会本田記念あお  
本吉郡南三陸町志津川字十日町  
百四十一番地

## ○宮城県告示第三百七十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師

の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
曾根茂樹	整形外科	医療法人恵尚会リニック上桜木	黒川郡富谷町上桜木二丁目三番四号
津留祐介	循環器内科	医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広瀬字焼
院	院	医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広瀬字焼
新	新	院	院

## ○宮城県告示第三百七十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
伊藤亨	新	永沼外科整形外科医院	永沼亨
佐藤徹	新	医療法人社団伊藤医院	伊藤明一

○宮城県告示第三百七十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名	所属医療機関の所在地
新	所属医療機関の所在地
旧	所属医療機関の所在地



## 三 指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○宮城県告示第三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

## 一 保安林予定森林の所在場所

登米市東和町米川字力畠一七、四の一、字輕米九六の一

## 二 指定の目的

水源の涵養

## 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(二) 字力畠一七（次の図に示す部分に限る。）

(三) 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○宮城県告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## ○宮城県告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件



一 許可を取り消した年月日  
平成二十六年四月七日

二 被処分者の商号又は名称等  
有限公司大和 博之

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地
有限公司大和 博之	伊具郡丸森町館矢間館山字後田三十六一十 (建設業許可番号) 第一万九千九百二号

### 三 処分の内容

#### 1 処分

一般建設業許可の取消し

#### 2 取消範囲

建設業の営業の全部

#### 4 処分の原因となつた事実

有限公司大和は、平成二十五年十二月五日に建設業許可を受けたが、法第七条第一号及び第二号に掲げる経営業務の管理責任者及び営業所専任技術者が常勤した事実はなく、他に該当する者もないことから、法人として許可の基準に適合していない。

#### ○宮城県告示第三百八十三号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

#### 一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画市場
- 2 名称 塩竈市魚市場

#### 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

#### ○宮城県告示第三百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、図録売扱代金徴収事務を平成二十六年三月二十七日次のとおり委託した。

宮城県知事 村井嘉浩

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

#### 一 委託の相手方

東京都渋谷区笹塚一丁目六十二番三号アルス笹塚一階  
株式会社オーネクコーカボレーション

#### 二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

### 公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年四月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中上薬局	氣仙沼市本吉町津谷松岡二十六	平成二十六年四月一日
イオン薬局気仙沼店	氣仙沼市赤岩館下六一外	平成二十六年四月一日
条南マリン薬局	氣仙沼市田中前二一四一六	平成二十六年四月一日
株式会社南郷調剤薬局	氣仙沼市南郷五十五	平成二十六年四月一日
かもめ薬局東新城店	氣仙沼市東新城三一一一	平成二十六年四月一日
八日町調剤薬局	氣仙沼市八日町一一四一	平成二十六年四月一日
しおり調剤薬局	氣仙沼市東八幡前二百七十一	平成二十六年四月一日

アイヌ薬局吉岡店	気仙沼市本吉町津谷明戸二百十三一四	平成二十六年四月一日
大島調剤薬局	気仙沼市高井二百十五一	平成二十六年四月一日

区内九十二一一一二	黒川郡大和町吉岡南第二土地区画事業地	平成二十六年四月一日
-----------	--------------------	------------

一般社団法人宮城県薬剤師会会員志津川薬局 有限公司うたつ薬局	本吉郡南三陸町志津川字沼田五十六一 二	平成二十六年四月十五日	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があつたので、同法第六十九条の規定により公告する。
宮城県知事 村 井 嘉 浩	宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十六年四月一日	平成二十六年四月一日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
薬局みらい号	石巻市蛇田字東道下石巻市蛇田北部土地区画整理組合保留地十一一	友愛薬局有限会社	石巻市蛇田字東道下四十八一四
薬局みらい号	石巻市わかば二一五一一	たちまち薬局	石巻市穀町一一二十四
有限会社キクユウ薬局	石巻市南境字新小堤百六十二一五	ダルマ薬局上桜木店	黒川郡富谷町上桜木二一三一
有限会社キクユウ薬局	石巻市美園三一一十	調剤	黒川郡富谷町上桜木二一三一
ファーマライズ薬局石巻店	石巻市蛇田字東道下七十一一	平成二十六年三月三日	平成二十五年十二月一日
ファーマライズ薬局石巻店	石巻市わかば二一十一一三	平成二十六年三月三日	平成二十六年三月三日
ひかり薬局石巻	石巻市蛇田字東道下九十五一	平成二十六年三月三日	平成二十六年三月三日
ひかり薬局石巻	石巻市わかば二一十一一	平成二十六年三月三日	平成二十六年三月三日
カメリ調剤薬局石巻店	石巻市蛇田字東道下九十三一	平成二十六年三月三日	平成二十六年三月三日
カメリ調剤薬局石巻店	石巻市わかば二一十一一	平成二十六年三月三日	平成二十六年三月三日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり辞退の届出があつたので、同法第六十

九条の規定により公告する。			
平成二十六年四月十五日			
宮城県知事 村 井 嘉 浩			
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
三 指定訪問看護事業所等		二 薬局	
アイン薬局吉岡店	黒川郡大和町吉岡南第二土地区画事業地	名 取 たにぐちクリニック	名 取 市 杜 セ キ の し た 二 一 五 一 七
カメリ調剤薬局石巻店	黒川郡富谷町上桜木二一三一六	富谷ファミリー・メンタルクリニック	平成二十六年四月一日
カメリ調剤薬局石巻店	平成二十六年四月一日	平成二十六年四月一日	平成二十六年四月一日
カメリ調剤薬局石巻店	平成二十六年四月一日	平成二十六年四月一日	平成二十六年四月一日

ぶりけあ訪問看護ステー ルⅠ百二号	石巻市蛇田字南久林十四一三ユニバーサ	平成二十六年四月一日
----------------------	--------------------	------------

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村井嘉浩  
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字向山五十番二の一部

三浦なみよ

三浦カツ子

## 選挙管理委員会

### ○寓選管告示第四十七号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十六年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年四月十五日

### 宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

政治団体の名称  
の代表者  
の氏名  
会計責任者  
の氏名  
主たる事務所の所在地

阿部欽一郎後援会	阿部欽一郎	橋本志乃	石巻市長渡浜姥婆一五
板橋勇後援会	二階堂久男	和田光信	伊具郡丸森町金山字田林二一
小野寺一貴後援会	川村登	三浦三郎	仙台市若林区穀町二二一一〇一
鎌田礼二後援会	三島善治	鎌田由利子	塩竈市梅の宮一一一六
熊谷義彦県政研究会	熊谷義彦	高橋勝男	栗原市築館美師台四一〇
熊谷義彦後援会	鈴木喬義	高橋勝男	栗原市築館美師台四一〇
小岩孝一後援会	小岩孝一	千田浩平	栗原市金成津久毛小迫金沼二二一
金野静男後援会	佐々木正貴	加藤栄	登米市石越町南郷字新田一八一一七

## 労働委員会

### ○宮城県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十六年四月十五日

### 宮城県労働委員会

会長 水野紀子

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿  
(平成26年4月1日現在)

氏名	現職	主要経歴	委嘱年月日
水野紀子	宮城県労働委員会委員 東北大大学院法学院法科教授	東北大大学院法学院法科教授 長	平26.4.1
坂田宏	宮城県労働委員会委員 東北大大学院法学院法科教授	横浜国立大学経営学部助教 授	平26.4.1
鈴木敏明	宮城県労働委員会委員	宮城県労働委員会事務局長	平26.4.1

西條正昭後援会	佐々木昭一	小山薰	石巻市北上町十三浜字相川四五一
佐藤英治後援会	佐藤英治	片桐百合子	塩竈市西町九一四
佐藤まさる後援会	斎藤孝治	佐藤一夫	黒川郡大衡村大瓜字東石崎二三
しげみ栄子後援会	門馬俊彦	三浦義和	大崎市古川小野字窪九
仙台維新の会	渡邊勝幸	坪内啓	仙台市若林区河原町一一七一二九
そね充敏後援会	曾根充敏	重寶哲男	登米市石越町北郷字長根一四七一六
中村一彦後援会	中村新一	中村弓子	大崎市田尻沼部字早稻田一五八一
ふるかわ泰広後援会	鈴木忠	佐藤幹夫	東松島市小野字裏丁九八
ふるかわ泰広はげます会	添田尚	小林世明	東松島市小野字裏丁九八
星吉郎後援会	山田富市	伊藤仁治	柴田郡柴田町楢木東二一三一五
まはた善次後援会	櫻臺清志	中鉢強	柴田郡川崎町支倉台一一一三一八
目黒政市後援会	目黒政市	鈴木奈美子	仙台市宮城野区平成一一八一一〇

(9) 平成26年4月15日 火曜日

## 縣公職印

照 井 克 洋	宮城県労働委員会委員 弁護士	平26. 4. 1
岡 崎 貞 悅	宮城県労働委員会委員 弁護士	平26. 4. 1
山 崎 透	宮城県労働組合総連合会宮城県連合会会長	電機連合トーキン労働組合 中央執行委員長
菅 原 厚	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長	宮城交通労働組合書記長
布 間 きみよ	宮城県労働委員会委員 宮城県労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長	全労連・宮城一般労働組合 副執行委員長
富 永 信 明	宮城県労働委員会委員 UAゼンセン宮城県支部部長	UIゼンセン同盟宮城県支 部支部長
小 出 栄 一	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会事務局長	日本労働組合総連合会宮城 県連合会仙台地域協議会議 長
今 野 敦 之	宮城県労働委員会委員 株式会社ユーメディア代表取締 役社長	宮城県印刷工業組合理事長
岡 崎 智 政	宮城県労働委員会委員	平26. 4. 1
大 内 栄 治	宮城県労働委員会委員 公益財團法人七十七ビジネス振 興財團業務執行理事	株式会社七十七銀行取締役
伊 藤 吉 里	宮城県労働委員会委員 二般社団法人宮城県経営者協会 専務理事	平26. 4. 1
熊 坂 仁	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社人財部部長	東北電力株式会社八戸営業 所長
武 藤 伸 子	宮城県労働委員会事務局長	平26. 4. 1
石 神 敏 夫	宮城県労働委員会事務局次長兼 総務課長	平24. 4. 1
小 松 直 子	宮城県労働委員会事務局審査調 整課長	平26. 4. 1